

令和7年12月

# 逗子市教育委員会定例会

令和7年12月17日

逗子市教育委員会

## 会 議 録

令和7年12月17日逗子市教育委員会12月定例会を逗子市役所5階第3会議室に招集した。

### ◎ 出席者

大河内	誠	教育長
若林	順子	教育長職務代理者
高橋	康	教育委員
福田	幸男	教育委員
是枝	喜代治	教育委員

### ◎ 説明のため出席した者

佐藤	多佳子	教育部長
廣末	治	教育部担当部長（子育て担当）・教育部次長（子育て担当）事務取扱
雲林	隆継	教育部次長・教育総務課長事務取扱・社会教育課長事務取扱
小野	憲	教育部参事（学校教育担当）・学校教育課長事務取扱
園部	稔	教育総務課担当課長（施設整備担当）兼学校教育課担当課長（学校給食担当）
長谷川	俊行	学校教育課担当課長（学事・指導担当）
塚本	志穂	図書館長
中村	純一	療育教育総合センター長・こども発達支援センター長事務取扱
野口	智津子	療育教育総合センター主幹・教育研究相談センター所長事務取扱
伊藤	英樹	子育て支援課長
中川	公嗣	子育て支援課担当課長（青少年育成担当）
小野寺	宏	保育課長
岩佐	正朗	市民協働部長
坂本	秀文	文化スポーツ課長

### ◎ 事務局職員出席者

松下	亜紀子	教育総務課副主幹
----	-----	----------

吉 田 佳南子 教育総務課主事

◎ 開会時刻 午後 2 時 3 0 分

◎ 閉会時刻 午後 3 時 3 4 分

◎ 会議録署名委員決定 福田委員、是枝委員

◎ 会議日程

日程第 1 10 月定例会会議録の承認について

日程第 2 教育長報告事項について

日程第 3 報告第 17 号 議案（令和 7 年度逗子市一般会計補正予算（第 5 号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について

日程第 4 議案第 13 号 逗子市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

日程第 5 その他

- ・逗子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・図書館の特別整理期間について
- ・第 73 回逗子市内一周駅伝競走大会について
- ・令和 7 年度二十歳を祝うずしの集いについて

## ○大河内教育長

それでは、皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、会議を進めたいと思います。

会議に先立ちまして、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しましては、入り口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願い申し上げます。

なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては許可しておりませんので、御了承ください。

また、教育委員会の議決により秘密会にすべき事項と思われる案件が出された場合には、退場していただくことがありますので御了承ください。

まず初めに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づきまして、12月1日に教育長職務代理委員として若林順子委員を指名いたしましたので、御報告いたします。よろしくようお願い申し上げます。

次に、本日の会議から新たに委員に任命されました是枝喜代治さんが出席されておりますので、一言御挨拶いただきたいと思います。

是枝委員、よろしくようお願い申し上げます。

## ○是枝委員

今、御指名いただきました是枝喜代治と申します。

私は、現在、大学のほうで社会福祉士、ソーシャルワーカーの養成とか、あと、小学校と特別支援学校の教員養成に携わらせていただいているんですけども、もともと神奈川県の特  
別支援学校の教員をしておりまして、その関係があって久里浜にある国立の特別支援教育総合研究所というところで、主に自閉症とか不登校のお子さんを中心とする情緒障害教育研究部というところに所属をしておりました。

その当時から、逗子市に在住されているいろいろニーズのあるお子さんとか親御さんの教育相談とかも担当させていただいたんですけども、このたび縁がありまして、こちらの教育委員のほうを拝命させていただくことになりました。

教育委員は初めての経験ですので、どこまでお役に立てるかどうかわからないんですけども、逗子市の教育の発展に少しでも微力ながら尽力ができればと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

## ○大河内教育長

よろしくようお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年逗子市教育委員会12月定

例会を開催いたします。

それでは、会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は、福田委員、是枝委員にお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

## ◎日程第1「10月定例会会議録の承認について」

### ○大河内教育長

日程第1「10月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員には、お手元の会議録を御覧いただくようお願いいたします。

会議録について、御異議ございませんでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないようですので、10月定例会会議録については承認いたします。

若林委員、高橋委員は会議録に御署名ください。

## ◎日程第2「教育長報告事項について」

### ○大河内教育長

続きまして、日程第2「教育長報告事項について」を議題といたします。

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

前回の定例会後、今日まで教育長関連の会議はございませんでした。その間、3つの件について私のほうから報告させていただきます。

1つ目は、11月30日に本市の文化プラザさざなみホールで表彰式が行われました、MOA美術館児童作品展2025逗子・葉山作品展の表彰式についてでございます。

毎年、全国でMOA美術館の作品コンテストがございますが、地区大会ということで、横須賀地区で作品展が行われ、表彰がされております。

横須賀地区では182点、葉山、逗子、三浦も入っておりますけれども、その中で逗子と葉山の作品の表彰が行われまして、文化プラザのギャラリーに入選作品が100点ほど展示されました。

私、表彰式の前に作品を見させていただきましたけれども、立ち止まること数回、年を取るとものの見方の感性というか、これが衰えているんだなという感じに思ったんですね。例えばカブトムシの表現とか、生き物の表現とか、植物の表現ってあったんですけども、ああ、

カブトムシってこういうふうになっているんだとか、何かどうしても大人って写真的に物事を見ちゃうような感じがあって、子どもってその裏側とか生きざまとか、そういうのが画面から出てくるような感じがしたもので、ああ、もうちょっと自分も童心に戻って物事を見なくちゃならないなということを思いながら表彰式に臨みました。

この作品展は、学習指導要領に基づきまして、子どもたちが生命を尊ぶ心、豊かな人間性の形成を目指し、学校・家庭・地域が連携した社会全体での情操教育を推進し、活力あるコミュニティづくりに貢献することを目的にして開催されまして、28回目を迎えます。

表彰式は20作品が入賞されまして、MOA美術館奨励賞、逗子市長賞をはじめ、21人に対して9部門の表彰が行われました。

一番印象に残っているのは、「自慢のおじいちゃん」という題で書かれた作品があったんですね。絵を描くのにおじいちゃんに絵を教えていただくんですけども、そのおじいちゃんに絵を教えていただく風景を孫の小学生が描いて、何と会場にそのおじいさんが座っているんですね。うり二つなんですよ、似ていて。それで表彰を受けたときの満面なるそのおじいちゃんの笑っている顔というのが浮かんできて、すごいな。本当にその子も感想で言っていましたけども、「絵を描くというのは、技術じゃなくて心で描くんだよ」ということをおじいさんが言っていたみたいで、何かすごく冒頭で100人の絵を見させていただいて感じたことがそこで蘇った感じに思います。子どもの表現力のすばらしさというか、観察力のすばらしさ、本当に再度実感をして表彰式に臨んだところでございます。

今後、12月6日から来月の11日まで、京急逗子・葉山駅の構内の展示スペース、改札口から出て渡っていきますよね。あそこに掲示スペースがありますので、福田委員も見ていただけますか。京急を利用するときには、ぜひあそこで立ち止まって、子どもたちの作品を見ていただきたいなと思っています。

この件について御質疑、御意見ありますか。よろしいですか。

2つ目は学校訪問でございます。

市内8校ありまして、4校目、久木中学校の訪問をこの前済ませてきました。前回の定例会でもお話ししましたが、前期と後期、学校訪問がありまして、前期については、学校長が学校経営方針や学校の課題を話しながら、その観点を踏まえて各委員の皆様方には学校を視察していただきましたけども、その中でいろんな御意見や励ましの言葉をいただきましたことに感謝を申し上げます。

後期については、夏休みも過ぎまして2学期制の前期から後期にかけての校長の組織マネ

ジメントの現状や、学校の内側から見えにくい子どもの成長に大きく影響する学校風土、いわゆる学校の雰囲気について、皆様方から助言や感想をいただいているところでございます。

久木中学校につきましては、成績ミスの不祥事が2年続けて発生しまして、学校の信頼回復に向けて取り組んでいる様子を見させていただきましたが、前回の定例会でも述べましたように、教師の学びと子どもの学びは相似形があるということを私のほうから話させていただきました。

学校長からは、授業参観の前に、「学校では個人の問題は組織の問題として捉え、学校がチームになって取り組んでいますので、その様子を見てほしい」というような話がございました。学校内参観時には不祥事を自分事として捉え、取り組む先生方の様子を要所要所で見ることができ、市教委といたしましても、学校が課題解決するための機能する組織に向けて自走できるよう支援していきたいと考えてところでございます。

各委員から補足、御意見ございますか。よろしいですか。

最後、3つ目は「人権のつどい2025 in 逗子」についてでございます。

13日の土曜日に行われた催物でございますけれども、当日は第44回全日本中学校人権作文コンテスト逗葉地区入選者の表彰式、並びに入選者の作品の朗読、これが1部でありまして、2部は「窓ぎわのトットちゃん」の上映会があったところでございます。

人権作文コンテストは今年で28回目になりますが、目的は、次世代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、また、必要性についての理解を深めるとともに、人権感覚を身につけること、また、入選作品を国民に周知、広報することによって、広く一般に人権思想を根づかせることが目的ということでございます。

作文につきまして、私も採点者の1人として採点をさせていただきました。全国では6,450校、昨年度でいきますと73万6,513編の応募があったそうでございます。今年度はまだ速報は出ておりませんが、神奈川県につきましては6万9,499作品、横須賀地区については1,386作品の応募があったと発表がありました。その中で、逗子市からは優秀賞1名、銅賞2名、奨励賞2名、葉山町からは銅賞4名、奨励賞2名が表彰を受けました。

作品の朗読ですけれども、本市からは逗子開成中学校、宮崎宗万さんが、作品名「ベトナム料理が切なくて」という作品の朗読がありました。

私、すごくここで考えさせられたのは、宮崎君の同級生がベトナムから来られた難民の子どもらしいんですね。その子が近所だということで遊びに行くと、必ずお父さんかな、お母さんかな、ベトナムの料理を作ってくれるそうなんですね。フォーとか、また、いろんなベ

トナムの料理を食べさせていただいて、すごく民族性を実感しながら、そこで、同級生がこういうことを話すんですね。お父さん、お母さんが近所の人から差別を受けていると。というのは、近所で車上荒らしがあって、お前のところが犯人じゃないかということで、近所からそういう声をかけられたりしているということなんですね。

この同級生のお父さん、お母さんは、東日本大震災や能登半島地震とかのときには、率先して避難地区に行っているいろんなものを作ってあげたり、いろんな物を持っていくというような、日本のために尽くしてくれるそういう人たちらしいんですね。その人たちに、日本の人たちが浴びせるそういう罵声とか差別のことをすごく心が痛む、そして、ベトナム料理を食べるたびにそういう切ない気持ちが湧いてくるんだという作品でした。

落合恵子さんが全国の人権作文コンクールの審査員をしております、動画でアップしているところがあるんですね。その中で、彼女は「人権ってなあに？」ということで、人権は人の足ということで、人の足というのは、その人自身とかその人の尊厳ということなんですけども、足を踏んだり踏まれたりということはあるよねということで、最後にこんなふうに締めているんですね。これは小中学生に対して、「人権とは、あなたがあなたを十分に生きること、私は私を十分に生きること、そこに花開くものものです。もちろん平和であること、これも人権の大事な欠くことのできない条件であるかもしれません。人権を遠くの額の中に入れて、自分に引き寄せて、『私は？』と考えるときから、人権はより生き生きとした呼吸するものになってくるものではないかと思っています」というような画像があって、それで締めていますけども。とかく人権教育というと3Kと言われて、3つのKですよ。ちょっと窮屈で、きれいごとで、ちょっと心苦しいという感じですね、そんな形の3Kで言われていますけども。これがもう三十何回、やっているということなので、15歳で人権作文を書いた人が、今はもう50歳を超えていると。人権教育について日本の中で広がっていければいいなというふうな落合さんの話でした。

すばらしい作文ばかりでした。やっぱりきれいごととして人権を捉えるんじゃなくて、きちっと子どもたちの中に植えていけるような、そういう人権教育があるべきだなという感想を持ったところでございます。

以上で3つの報告を終わりましたが、最後の人権作文コンテストについて御意見、御感想はありますか。よろしいですか。

それでは、御質疑、御意見がないようですので、続いて教育部長からの報告、令和7年度第4回逗子市議会定例会についてをお願いいたします。教育部長。

## ○佐藤教育部長

令和7年市議会第4回定例会の概要について御報告させていただきます。

市議会第4回定例会は、11月28日から12月11日までの14日間を会期として開催されました。今定例会には、報告4件、議案22件、陳情8件が上程されました。そのうち、教育委員会に係る案件を中心に御報告いたします。

まず、招集日の11月28日の本会議におきまして会期が決定され、全員協議会につきまして、市長報告として、久木小学校長寿命化改修等工事の中止についてを議会へ報告させていただきました。また、行政委員会報告といたしましては、教育委員会から令和7年度逗子市教育委員会の点検・評価に関する報告書についての御報告をいたしました。

その後、本会議が再開され、逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正など即決された4件の議案を除き、教育委員会の予算を含む令和7年度逗子市一般会計補正予算（第5号）その他の議案及び陳情につきましては、各常任委員会に付託されました。

12月1日には教育民生常任委員会が開催され、議案第51号逗子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第52号逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について、議案第59号逗子市保育所条例の一部改正について、議案第64号令和7年度逗子市一般会計補正予算（第5号）、陳情第24号国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情、また、陳情第25号神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情、これらの審査のため、教育部関係職員が出席をいたしました。審査終了後の表決では、条例の改正及び補正予算につきましては全会一致で了承、私学助成の拡充に関する陳情につきましては不承となっております。

12月10日に本会議が再開され、教育委員会に係る議案を含む全ての議案はいずれも原案が可決されました。

その後、一般質問に移行しまして、田幡議員からRSウイルスについて、高野議員から学校施設の整備について、菊池議員から逗子小学校について、平野議員から財政危機リスクの中での公共投資の意思決定基準について、人口増加策における「質」への傾斜と二層化について、翌日11日には、松本議員から「インフラじまい」本市のインフラの行方について、橋爪議員から子どもの居場所整備について、江渕議員から包括的性教育について、久木小学校長寿命化改修等工事の中止について、服部議員から防災人材の育成について、加藤議員から学校建て替えについての質問が行われ、市議会第4回定例会は閉会となりました。

なお、次回、令和8年市議会第1回定例会は2月5日に招集される予定です。

以上で報告を終わります。

**○大河内教育長**

本件について御質疑、御意見はございますか。いかがでしょうか。よろしいですか。

**○福田委員**

1点だけいいですか。

**○大河内教育長**

福田委員。

**○福田委員**

今出てきた中で、学校の建て替えについてという質問があったと思いますけれども、その建て替えというのが、逗子の全ての小中学校を対象にして建て替えをどうするかという話なんですか。

**○大河内教育長**

教育部長。

**○佐藤教育部長**

こちらに関しましては、議会の初日の全員協議会で御報告しました、先月の定例会でもお話を差し上げました久木小学校の長寿命化改修の中止に関する御質問を今回3人、議員さんのほうから質問を受けております。

質問の内容としましては、まずどういった経緯で事業が中止に至ったのかということから始まっておりまして、それにつきましては、前面道路が工事に使えないということで、前面道路の改修にも一定の予算がかかるということが原因で、学校の改修工事に取りかかれないということでお答えしています。

久木小学校については、今後の整備の方針を考える必要があるんですけども、考えるに当たっては、久木小学校だけではなく、市内の学校の今後の在り方を検討した上で、どうやって再整備をしていくのかということを検討していくと。その間、久木小学校については、老朽化の対策をしっかりと行っていくんですということを御説明しているとともに、質問の中では、ここに至った原因というか、責任の所在のようなことはどう整理していくのかということも聞かれています。それに対しては、設計業者との今後の対応ということでの担当者として話を始めているということです。

設計業者からは、前面の道路の耐荷重ということを確認する必要があったのに、確認をし

なかったということについての謝罪は受けていて、それが原因で工事の入札を取り下げられますので、そこに対しては謝罪を受けているので、我々の教育委員会側の対応も改めて整理をした上で、これまでに基本設計、実施設計と8,700万円というお金を使ってきておりますので、工事が止まってしまったというか、入札が止まってしまったことに関しての整理はしっかりしていきたいということをお答えしています。

それから、今後の検討の中で、例えば小中一貫校とかそういったことも考える必要が出てくるのかというような御質問もございましたが、将来どういう学校をつくっていくかということは、施設の条件が先にあって出てくるものではなくて、まずはどういった教育をしていきたいかということを検討した上で、それに合わせる形で整備をしていきたいということをお答えしております。

あと、御意見としては、地域の方の御意見だとか、コミュニティ・スクールなどうまく活用して意見の集約を図ってほしいというようなものがありました。

#### ○大河内教育長

よろしいでしょうか。

#### ○福田委員

久木小学校の件は、十分に説明いただけたと思います。問題は、やっぱりそれ以外の小中学校に関しても、いずれ改築とか、あるいは新築とかという形で問題が出てくるといときに、逗子市として全体として、小中学校をどういうふうに運営していくかという大きな方向性というの、やはり検討していく必要があるかなということ、たまたま久木の問題がきっかけになりましたけれども、ぜひそういう全市的な意味での小中学校の今後の在り方について検討していただければというふうに思いますし、多分これも教育委員会の1つの課題になってくるかと思えます。

#### ○佐藤教育部長

すみません。ちょっと追加で説明を。

#### ○大河内教育長

部長。

#### ○佐藤教育部長

教育長のほうからも、その検討にどれぐらいかかるのかという御質問に対して、おおむね2年くらいの検討が必要になるだろうというような答弁をさせていただいております。

#### ○大河内教育長

委員の皆様との話題の中で、適正規模、適正配置については、他市の状況を見て結構時間がかかると。逗子も逗子の特性の中で考えていかなきゃならないということで、今、部長からも話がありましたけど、また今後、新たな組織をつくりながら、逗子の方向性をつくっていかなければならないのかなと思っていますので、また知恵をお借りしたいと思います。

そのほかありますか。よろしいですか。

それでは、以上で「教育長報告事項について」を終わります。

### ◎日程第3「報告第17号議案（令和7年度逗子市一般会計補正予算（第5号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

#### ○大河内教育長

続いて、日程第3「報告第17号議案（令和7年度逗子市一般会計補正予算（第5号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。教育総務課長。

#### ○雲林教育部次長

では、報告第17号議案（令和7年度逗子市一般会計補正予算（第5号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和7年11月26日に市長から議案作成に関して意見を求められ、その回答に緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により別紙のとおり回答いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めますのでございます。

議案の歳出から御説明いたしますので、逗子市一般会計補正予算に関する説明書の38、39ページをお開きください。

今回の補正予算におきましては、各項目の説明欄にありますとおり、職員給与費及び会計年度任用職員報酬等の必要額及び不用額をそれぞれ見込み、計上をしておりますけれども、内容は職員の人事異動や給与改定等に伴うものでございますので、以下、職員給与費、会計年度任用職員報酬等以外の項目について御説明させていただきます。

それでは、第9款教育費、第3項中学校費、第2目保健給食費、説明欄2の1、中学校給食運営事業につきましては、沼間中学校給食施設のシャッターの修繕に要する経費といたしまして、103万5,000円を増額するものでございます。

次に、補助執行の事務について御説明いたしますので、18、19ページをお開きください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童育成費のうち、説明欄3の8、放課後児童クラブ事業につきましては、放課後児童クラブの指定管理者候補選定委員会を開催するための委員報酬に要する経費及び沼間小学校区放課後児童クラブ横の擁壁工事に要する経費といたしまして、255万6,000円を増額するものでございます。

説明欄11の1、児童育成事務費につきましては、前年度までの子どものための教育・保育給付費負担金等の確定に伴う国庫負担金等の返還に要する経費といたしまして、1億5,631万1,000円を増額するものでございます。

説明欄12の1、子育て支援事務費につきましては、前年度の児童手当支給事業費等の確定に伴う国庫補助金等の返還に要する経費といたしまして、73万6,000円を増額するものでございます。

第4目母子福祉費のうち、説明欄2の1、母子福祉事務費につきましては、前年度の母子自立支援事業費等の確定に伴う国庫補助金等の返還に要する経費といたしまして、156万2,000円を増額するものでございます。

22、23ページをお開きください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費のうち、説明欄3の8、母子保健事務費につきましては、前年度の出産子育て応援事業費等の確定に伴う国庫補助金等の返還に要する経費といたしまして、740万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案の歳入を御説明いたしますので、説明書の4ページ、5ページをお開きください。第16款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費県補助金、第4節児童福祉費補助金、説明欄9、安心こども交付金事業費補助金につきましては、普通交付税の需要額に算定されることに伴いまして、208万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたしますので、予算書の5ページをお開きください。債務負担行為につきましては、小学校給食調理等業務及び小学校水泳学習送迎業務につきましては、令和7年度中に入札による委託事業者の選定を行う必要があるため、令和8年度に債務を負担する行為をすることができる経費を設定するものでございます。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

## ○大河内教育長

ただいま報告が終わりました。本件について、御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。それでは、本件については承認することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

以上で日程第3「報告第17号」を終わります。

#### ◎日程第4「議案第13号逗子市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」

##### ○大河内教育長

続いて、日程第4「議案第13号逗子市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。教育総務課長。

##### ○雲林教育部次長

それでは、議案第13号逗子市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

デジタル社会形成基本法及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨にのっとりまして、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするため、本市公告式条例の一部改正が行われたことに伴いまして、逗子市教育委員会公告式規則についても同様の趣旨の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

資料の新旧対照表を御覧ください。第2条第2項では、規則等を公布する際に、本市公告式条例と同様に、これまであった教育長印の押印を不要とするものでございます。また、同条第4項に、電磁的記録による規則等の公布を、本市のウェブサイトを設置する掲示場に掲示して行うことができるよう加えるものでございます。

この規則は、令和8年1月1日から施行を予定しております。

御説明は以上となります。よろしく願いいたします。

##### ○大河内教育長

それでは、本件について御質疑、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

##### ○福田委員

いいですか。

##### ○大河内教育長

どうぞ、福田委員。

##### ○福田委員

こういう改定をしていくときに、市民サイドからして、特に不利とか不便だということは出てこないですか。

**○大河内教育長**

教育総務課長。

**○雲林教育部次長**

今回特に御意見をいただく場というのはないんですけれども、ただ、一定パソコンとかデジタル機器を使用することが難しい方への配慮もありまして、当分の間、もともと1階にございます掲示場と併用していくということで対応してまいりますので、特にそういった不便はないのかというふうに考えております。

**○福田委員**

併用ということで。

**○雲林教育部次長**

はい。そうです。

**○福田委員**

分かりました。

**○大河内教育長**

ダブルスタンダードという感じですね。

そのほかございますか。よろしいですか。

御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。それでは、本件について可決することよろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第4「議案第13号」を終わります。

**◎日程第5「その他」**

**○大河内教育長**

日程第5「その他」を議題といたします。

その他、議事として何かございますか。保育課長。

**○小野寺保育課長**

それでは、逗子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に

ついて、資料に基づきまして御報告いたします。資料の右上に「議案第51号資料」と記載の  
ありますイラストのある資料をお願いいたします。

まず、制度の概要を御説明させていただきます。資料の下の枠組みのところに、参考で乳  
児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要を御覧ください。

まず、制度ですけれども、児童福祉法と子ども・子育て支援法が改正されまして、誰でも  
通園制度という新しい通園制度が来年の4月から開始を予定されております。

目的としましては、子どもの良質な生育環境の整備やライフスタイルに関わらない形での  
支援強化ということで、来年4月から全国的に本格実施という形になっております。具体的  
には、保育園などに通っていない生後6か月から満3歳までのお子さんが、月10時間まで保  
育園などに通うことができるという新しい通園制度になります。この制度の開始によりまし  
て、就労の有無など保育の要件にかかわらず、保育園などの利用ができるようになるという  
ような形になります。

制度は以上になりまして、資料の上段の新設の趣旨というところをお願いいたします。

今回の条例の制定の目的ですけれども、誰でも通園制度で通うことができる保育園ですと  
か幼稚園ですけれども、こちらは今ある保育園ですとか幼稚園をどこでも利用できるという  
形ではございません。実施を希望する園が手挙げ式で、うちの園がやりますよという形で言  
ったところの園に対して通うことができるというような形になります。その実施を希望する  
保育園などにつきまして、市町村が認可をするというような形になります。

市町村のほうで認可を行うという形になりますので、安全基準ですとか衛生管理、食事の  
提供体制といった基準を条例で定める必要がございますので、今回新たに条例を制定したと  
いうような経緯になります。

制定内容としましては、基本的にはこの制度は全国一律で行う制度になりますので、認可  
基準のほうは国から示されておりますので、国の基準と同じような基準で条例のほうを定め  
ていくというような形になります。

7月の定例会の際に、今御説明いたしました条例案につきまして、パブリックコメントを  
実施する前というところで御報告を一度させていただいているところです。実際に、その後、  
7月23日から8月22日までの1か月間パブリックコメントを行いまして、意見としては結果  
的にはゼロ件ということで、特に意見のほうはございませんでした。

その後、今月まで開かれておりました逗子市議会第4回定例会に条例案を上程いたしまし  
て、全会一致で可決成立したという形になります。

今後の予定としましては、1月から3月の間に希望する園が申請を受けまして認可を予定しております。来年の4月から制度開始を予定しております。

以上で報告を終わります。

### ○大河内教育長

ありがとうございました。

本件について、御質疑、御意見はございませんでしょうか。若林委員。

### ○若林委員

進んでいると思うんですけど、逗子のそもそも3歳未満児というか、子ども人口も減っていると思います。ゼロ歳の出生数だとか最近の動向も気になるし、現行の一時預かり保育というのもありますので、現場のほうではその違いが分かりにくいとか、利用しようと思っている御家庭の方も、その辺が難しいところもあったりするのと、あと、幼稚園とか認可外とかいろんなところに申し込めるということで、そこもなかなか面接もすると思いますけど、使う方が混乱しちゃうんじゃないかなと思ったりというところもあります。そういった意見なんかも施設側から、これから手を挙げるとは思うんですけど、そういうふうな混乱とか、結局人手不足とか、施設も職員不足とか、事故のリスクとか考えると、この月20時間だとすると、例えば1回3時間だと3回ぐらい使えるとか、2時間だったら5回だとか、そういうところも支度していただくだけでも、行って帰ってくるだけでも大変な時間が労力がかかるかなと思って、使っていただければ、今、子育てに不安を感じている方もそこは解消できて、子どもにとってもいいことだと思うんですけども、その辺はいかがですかね。パブリックコメントもゼロ件ということだったんですけど、混乱とか反響とかはありましたでしょうか。

### ○大河内教育長

保育課長。

### ○小野寺保育課長

まず、子どもの世帯ということで言いますと、1学年大体300人弱ぐらいというところが、今までの最大という形の人数になります。

こども誰でも通園制度につきまして、手を挙げてくれそうな園ですけれども、今、事前協議という形では事前のお話をしているところですが、実際、手を挙げていただいた園が1園だけというような状況になっておりますので、そういった意味では、最初はちょっと小さくスタートしていく中で、今後広げていければいいかなというふうに考えております。

一時預かりの状況ですけれども、こちらは並行して既存の制度としてございます。こちら

のほうは、保護者が保育要件を欠くような状況とか、保育要件がある場合というのは、例えば保護者が通院する場合ですとか、あとは冠婚葬祭とかで子どもを一時的に預けざるを得ない状況になった場合に使える一時預かりの制度は現状もありますけれども、こちらは各保育園のほうに確認したところ、あまり利用の頻度は高くないというような状況になっています。特に、園長先生に伺いますと、コロナ禍を機に利用が減っているというところで、アピールはしているけども少ないというようなお話が出ています。

今度のこども誰でも通園制度につきましては、もともと対象者が保育園とかに通っていないお子さんということですので、いわゆる専業主婦世帯ですとか、育児休業中の世帯とかという形で、どこにも通う場所がない方について、子どもがほかのお子さんと触れるきっかけですとか、あとは社会的資源、保護者の方の負担軽減、孤立感解消といったところを目的に行っているという形です。

月10時間というところは、確かにおっしゃるとおり、スタートとしては少ないところなんですけれども、こちらは一応国のほうの基準で決められているものですので、その範囲内でまずはスタートするという形になっております。

**○若林委員**

ありがとうございました。

**○大河内教育長**

よろしいですか。

**○若林委員**

はい。

**○大河内教育長**

ほかございますか。福田委員、どうぞ。

**○福田委員**

今の話の関連なんですけども、要するにこういう制度が提案されて使ってみたいなという人たちや、あるいはこれからの発展性というのが見込まれるものだと思うんですね。そういう意味では、皆さんにこういう制度ができましたし、利用できますよということを、きちっとお伝えするということがまず大事だと思います。これは広報活動ですね。

それから、さっき出たようにパブリックコメントがゼロということは、その裏返しというか、あまりうまく伝わっていないんじゃないかということをやっと危惧していて、これは今回に限ってではなくて、教育委員会が例えば新しい施策を打ち出すとき、皆さんの意見を

伺うという中でパブリックコメントってすごく大事な制度なんですね。

ただ、実際にやってみると、なかなか返ってこない。制度としてすごくいいものがありながら、実際には意見を伺うことができないという。ないという形で次に進んでいくというところにやっぱり少し立ち止まって、いかにして皆さんの意見を伺うことができるかということに対するある種の働きかけというのが大事になってくるんじゃないかという、そこら辺は行政として考えていかなきゃいけない課題の1つではないか。

ないんじゃないくて、皆さんに伝わっていない、あるいは酌み取ることができていないんじゃないかということをごひちょっと考えていただきたいと思いますので、これは今回に限ったものではないんですけども。

### ○大河内教育長

ありがとうございます。

保育園に限らず、教育委員会全体の問題ということで今御指摘いただきましたので、これからいろんな形で施策を反映していかなきゃならないときに、市民の意見が反映できないということについて、ちょっとそこが一番大事なところだと思っていますので、再度、各課のほうで周知の方法につきましても点検していただきまして、再検討をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

そのほかいかがですか。

### ○高橋委員

よろしいですか。

### ○大河内教育長

高橋委員、どうぞ。

### ○高橋委員

これ、今ちょっとフライヤーを見させていただいている中で、一時預かりの図が違いという、ここが目的があって、これがポイントというか、強調すべきところなのかなというふうに思います。子どもの育ちを応援するんですよ、大人の都合で預けるという制度ではないんですよということだと思いますので。そうすると、利用者側としては、さっきちょっとお話あった、一時預かりとこの支援制度とがちょっと混同してしまうようなことがあって、どういう利用の仕方が正解なのかというようなところもあると思いますので、今お話があった周知のことで、この部分を子どもの育ちを応援するんですよというところを強調していただければなというふうに今感じました。

以上です。

**○大河内教育長**

ありがとうございます。

そのほかいかがですか。よろしいですか。

それでは、その他、議事として何かございますか。

**○塚本図書館長**

図書館からの御報告です。特に資料はなく、口頭のみでの御報告となります。

図書館の特別整理期間について御報告を申し上げます。

分室を含めた図書館の特別整理期間中の休館日について御報告申し上げます。

特別整理期間の休館については、逗子市立図書館条例施行規則第3条で「毎年度において、15日を超えない範囲で委員会が指定する期間で定めることができる」と規定しております。

特別整理は例年10月に行っておりますが、今年度は5年ごとに行っている図書館システムの更新作業があるため、令和8年1月20日火曜日から同年2月3日火曜日までの15日間を休館日といたします。

また、休館期間中は、システムの更新に伴い図書館ホームページが停止することになりますので、これらの情報は市及び図書館のホームページ、広報ずし、館内掲示、SNSを活用し、早期にまた繰り返しの周知を図ってまいります。

以上で報告を終わります。

**○大河内教育長**

確認です。1月20日から2月3日でよろしいですね。

**○塚本図書館長**

はい。1月20日から2月3日になります。

**○大河内教育長**

分かりました。

この件について、御質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、その他、議事としてございますか。文化スポーツ課長。

**○坂本文化スポーツ課長**

文化スポーツ課より、第73回逗子市内一周駅伝競走大会についてお知らせいたします。資料は、一番最後のページにチラシを御用意しております。

日にちは令和8年1月11日日曜日、主催が逗子市教育委員会と公益財団法人逗子市スポー

ツ協会となります。主幹が逗子市陸上競技協会です。

一昨年の第71回よりコースの変更が行われております。その前までは市内6区間で行って  
おりましたが、前々回から5区間へ変更となっております。第1区、第2区が池子の森自然  
公園の中を走りまして、第3区から公道を走るコースとなっております。

当日は、スタート地点となる池子の森自然公園400メートルトラックにて開会式が午前8  
時20分、スタートが午前9時、ゴールは午前10時15分頃、小坪海浜公園脇の道路となってお  
ります。閉会式は午前12時頃、逗子アリーナで行われる予定となっております。

以上となります。

### ○大河内教育長

文化スポーツ課長、今年は何チームぐらい出るの、現時点での情報は。文化スポーツ課長。

### ○坂本文化スポーツ課長

少々お待ちください。

### ○大河内教育長

もし、まだこれからであればまだいいです。

私のほうから、例年話させていただきますが、逗子市内を一周するというこういう駅伝は  
神奈川県でももう希少価値ということで、警察からも指導を受けまして、線路をまたがない、  
または同じ道路を往復しないということで、コース変更になったところがございます。

昨年度の反省の中で距離が変更されたということと、距離数が結構4キロ以上になってき  
ましたので、中学生の参加がちょっと地区によっては少ないということで、議員からも質問  
を受けました。

中学校への働きかけというのは、どんなふうな形で今進んでいますか。文化スポーツ課長。

### ○坂本文化スポーツ課長

どうしても地域対抗の部ということで、今、既存のチームの中でお声がけをしているとい  
うことなので、あまり文化スポーツ課から各中学校に何かということはできておりません。

### ○大河内教育長

大分、陸上部も学校によっては盛んとか、または、あるんだけども部員がいるだけだとい  
うこともあるので、あまり中学校に依存するとちょっと今はもう厳しいかなという現状があ  
るので、私も何かあったときにはお話ししていきたいと思っておりますけども、地域の中で地域対  
抗の部と、あと何でしたっけ、もう一つは。

### ○中村療育教育総合センター長

団体対抗。

**○大河内教育長**

団体対抗ですよ。地域のほうが意外と軽減されるような地区もあると聞いておりますので、その辺については、これからチーム編成の中で地域からチームが出れないようなことがないような形で御配慮していただければという感じで思っております。

チーム数はまだ分からないですよ。

**○坂本文化スポーツ課長**

すみません、ちょっとすぐに御用意はできません。失礼しました。

**○大河内教育長**

また、分かり次第で結構でございます。

**○坂本文化スポーツ課長**

はい。

**○大河内教育長**

委員の皆様方には、例年、コース上で応援とか開会式のほうに来ていただいておりますけれども、寒いので無理なさらずに、私のほうは開会式の挨拶も短めと言われておりますので、選手ファーストで開会を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

その他、議事としてまたございますか。子育て支援課担当課長。

**○中川子育て支援課担当課長**

子育て支援課青少年育成係より、令和7年度二十歳を祝うずしの集いについてお知らせいたします。式典の御案内を、配付のほうをさせていただいております。

年明け、令和8年1月12日月曜日、成人の日に逗子文化プラザなぎさホールにおきまして午前11時より開催いたします。本年度の対象者数は474名でございます。

今年度も7名の実行委員が式典の内容等を検討し、その開催に向けて整えているところでございます。その結果、昨年を引き続き、小学校時の卒業アルバムのスライドショーと中学校の恩師の方によるビデオメッセージを撮影するというので、準備のほうを進めていっております。

年の初めで御多用のところとは思いますが、委員の皆様にも御出席を賜り、成人にお祝いをいただければと思います。

よろしく申し上げます。

**○大河内教育長**

準備のほうをよろしく申し上げます。

二十歳を祝う集いの会について御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、その他、議事として何かございますか。

### ○雲林教育部次長

本日予定している案件は以上でございます。

### ○大河内教育長

それでは、委員の皆様方から、その他、議事として何かございますか。

じゃ、私のほうから。以前、星山委員からもお話ありましたが、今、各課のほうで地域の子どもたちの居場所ということではいろんな動きをしていただいておりますけども、療育教育センター、教育研究相談センターのほうで、不登校の相談並びに親を巻き込んだ取組というのをしているという情報が上がっておりますので、内容をちょっと詳しく説明していただけないでしょうか。野口所長。

### ○野口療育教育総合センター主幹

よろしく申し上げます。昨年度から、不登校の児童生徒を対象とした、ボードゲームやカードゲームでみんなと遊ぼうという会を開催して、保護者の方にも一緒に参加してもらってきました。

この9月からは親の語ろう会というのを、子どもの遊ぼう会と同時に開催しまして、子どもは教育支援センターのなぎさのほうで、正式通室している子どもと指導員の先生方と一緒に遊ぶ、隣のお部屋でその保護者の方と一緒に語ろう会というのを行っています。カウンセラーや相談員、私も参加して、和やかな雰囲気、また、次回も来たいと思えるような会を月1回開催しようということで行っています。

その中で、毎日子どもと向き合っていて、お昼の支度をするのが実は大変なんですという保護者のお声がありました。それを受けて、今、教育支援センターのなぎさのほうに、地域のC o C o L oの会というところがお昼の無料提供をしてくださっているんですね。そこにお話をしまして、子どものほうには無料提供、保護者のほうには材料代等の500円を頂いて、お弁当の提供をしてもらえないかというお話をしましたら、御協力しようというお声をいただきました。1月8日にまた語ろう会を行うんですけれども、そのときには御希望の方にお申込みいただければお昼の提供もできますよということで、今、参加を募っているところです。

学校のほうから各御家庭に、いつ子どもが不登校になるかは、これはもう誰にも分からな

いことなので、各御家庭にこういう会がありますよということをお知らせいただいて、御利用したいという保護者の方からお申込みをいただいているところです。

### ○大河内教育長

先ほどの話にもありましたけども、子どもの前だとどうしても親が本音を言えないということで、今回はカウンセラーが入って、親同士の不安を解決するためのそういう時間を設けたというようなことでしたけども、保護者からどんな感想が出ていますでしょうか。

### ○野口療育教育総合センター主幹

今までこういう会が行政でも行われていなかったの、行政でこういう会をもっていただけけるというのは大変ありがたいということで、まだ3回しか行えていないんですけども、その会ごとに来てくださる方々が大変喜んで帰っていただいたりとか、中にはちょっと短い時間だけでもぜひ参加したいということで、今日は早めに早退しますが、ちょっと聞いてくださいということでお話されていたり、非常に参加されている方々は、もっといろんな人を誘いたいんだけど時間が合わなかったり、曜日が合わなかったりでみんな参加できないけど、でもいい機会だからぜひ続けくださいねというふうにお言葉はいただいています。

### ○大河内教育長

学校もそうですよね。学校に来ているんだけど教室には行けないとか、または、家を出ているんだけど学校の門まで行けないとか、いろんな範囲があって、その子どもたちをいろんな居場所につなげていくためには、今所長からお話あったように発信をしていただく、そして、そこに参加されている保護者がまたいろんな発信をしてくださっている、先ほど福田委員からもありましたけども、そういう発信と、また我々行政のほうも、どういう形で親元までその情報が伝わるかということも工夫しながらやっていければいいですよ。

学校教育課のほうで補足はございますか。よろしいですか。

それでは、各委員からそのほかございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上でその他について終わります。

次回の定例会についてですが、1月21日水曜日、午後2時30分から予定しておりますが、決定については改めて各委員に御通知を申し上げたいと思います。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、教育委員会12月定例会を終了いたします。ありがとうございました。